

《参考 10》 クリエイティブ・コモンズについて

クリエイティブ・コモンズでは、次表に示した 6 種類、すなわち CC-BY(表示)、CC-BY-SA(表示-継承)、CC-BY-ND(表示-改変禁止)、CC-BY-NC(表示-非営利)、CC-BY-NC-SA(表示-非営利-継承)、CC-BY-NC-ND(表示-非営利-改変禁止) のライセンス形態を定義¹²⁴しています。

注 1) クリエイティブ・コモンズによるライセンスは、情報の流通促進を目指しています。著作権者にクリエイティブ・コモンズのライセンスのどれかを選択して貰うという事は、すなわち著作権者が「第三者によるコンテンツ利用に対して、再利用許諾を含めた許諾を与える」という事に相当する点に留意が必要です。

ひとたび著作物に対してクリエイティブ・コモンズによるライセンスを付与し、そのライセンスに基づいてコンテンツが流通すると、そのライセンスを取りやめて、より制限のあるライセンスに変更することは、事実上、困難な場合があります。

注 2) クリエイティブ・コモンズによるライセンスを実際に利用する際には、営利・非営利の境目はどこか、改変の範囲をどうとらえるか等について、構築・運用者と利用者等との間で協議が必要な場合があります。

¹²⁴ <http://creativecommons.jp/licenses/>

表 -1 クリエイティブ・コモンズのライセンスの種類

種類	(上段) コモンズ証：ライセンスの主旨を分かりやすくまとめたページ (中段) リーガルコード：法的に厳密に記述された利用許諾の本文 (下段) 説明
CC-BY (表示)	http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/ http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/legalcode 原作者のクレジット（氏名、作品タイトルと URL）を表示することを守れば、改変はもちろん、営利目的での二次利用も許可される
CC-BY-SA (表示－継承)	http://creativecommons.org/licenses/by-sa/2.1/jp/ http://creativecommons.org/licenses/by-sa/2.1/jp/legalcode 原作者のクレジット（氏名、作品タイトルと URL）を表示し、改変した場合には元の作品と同じ CC ライセンス（このライセンス）で公開することを守れば、営利目的での二次利用も許可される
CC-BY-ND (表示－改変禁止)	http://creativecommons.org/licenses/by-nd/2.1/jp/ http://creativecommons.org/licenses/by-nd/2.1/jp/legalcode 原作者のクレジット（氏名、作品タイトルと URL）を表示し、かつ元の作品を改変しない条件で、営利目的での利用（転載、コピー、共有）が行える
CC-BY-NC (表示－非営利)	http://creativecommons.org/licenses/by-nc/2.1/jp/ http://creativecommons.org/licenses/by-nc/2.1/jp/legalcode 原作者のクレジット（氏名、作品タイトルと URL）を表示し、かつ非営利目的であれば、改変したり再配布したりすることができる
CC-BY-NC-SA (表示－非営利－継承)	http://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/ http://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/legalcode 原作者のクレジット（氏名、作品タイトルと URL）を表示し、かつ非営利目的に限り、また改変を行った際には元の作品と同じ組み合わせの CC ライセンスで公開することを守れば、改変したり再配布したりすることができる
CC-BY-NC-ND (表示－非営利－改変禁止)	http://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/2.1/jp/ http://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/2.1/jp/legalcode 原作者のクレジット（氏名、作品タイトルと URL）を表示し、かつ非営利目的であり、そして元の作品を改変しないことを守れば、作品を自由に再配布できる

注) クリエイティブ・コモンズによる「クリエイティブ・コモンズ・ライセンスとは (<http://creativecommons.jp/licenses/>)」を基に (株) 三菱総合研究所が作成

これら6種類のライセンス形態の詳細な内容は、各URLで示したWebページで確認することができます。ここでは、「CC-BY（表示）」を例に、そのイメージを示します。



図 -1 CC-BY（表示）ライセンスのコモンズ証

出所：クリエイティブ・コモンズによる「表示 2.1 日本 (CC BY 2.1 JP)

(<http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/>)」のコモンズ証

上図のライセンス：「表示 2.1 日本 (CC BY 2.1 JP)

(<http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/>)」



アトリビューション 2.1 (帰属)

クリエイティブ・コモンズ及びクリエイティブ・コモンズ・ジャパンは法律事務所ではありません。この利用許諾条項の頒布は法的アドバイスその他の法律業務を行うものではありません。クリエイティブ・コモンズ及びクリエイティブ・コモンズ・ジャパンは、この利用許諾の当事者ではなく、ここに提供する情報及び本作品に関しいかなる保証も行いません。クリエイティブ・コモンズ及びクリエイティブ・コモンズ・ジャパンは、いかなる法令に基づこうとも、あなた又はいかなる第三者の損害(この利用許諾に関連する通常損害、特別損害を含みますがこれらに限られません)について責任を負いません。

利用許諾

本作品(下記に定義する)は、このクリエイティブ・コモンズ・パブリック・ライセンス日本版(以下「この利用許諾」という)の条項の下で提供される。本作品は、著作権法及び/又は他の適用法によって保護される。本作品をこの利用許諾又は著作権法の下で授權された以外の方法で使用することを禁止する。

許諾者は、かかる条項をあなたが承諾することと引きかえに、ここに規定される権利をあなたに付与する。本作品に関し、この利用許諾の下で認められるいずれかの利用を行うことにより、あなたは、この利用許諾(条項)に拘束されることを承諾し同意したこととなる。

第1条 定義

この利用許諾中の用語を以下のように定義する。その他の用語は、著作権法その他の法令で定める意味を持つものとする。

- a. 「二次的著作物」とは、著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、または脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。ただし、編集著作物又はデータベースの著作物(以下、この二つを併せて「編集著作物等」という。)を構成する著作物は、二次的著作物とみなされない。また、原著作者及び実演家の名誉又は声望を害する方法で原著物を改作、変形もしくは翻案して生じる著作物は、この利用許諾の目的においては、二次的著作物に含まれない。
- b. 「許諾者」とは、この利用許諾の条項の下で本作品を提供する個人又は団体をいう。
- c. 「あなた」とは、この利用許諾に基づく権利を行使する個人又は団体をいう。
- d. 「原著作者」とは、本作品に含まれる著作物を創作した個人又は団体をいう。
- e. 「本作品」とは、この利用許諾の条項に基づいて利用する権利が付与される対象たる無体物をいい、著作物、実演、レコード、放送にかかる音又は映像、もしくは有線放送にかかる音又は映像をすべて含むものとする。
- f. 「ライセンス要素」とは、許諾者が選択し、この利用許諾に表示されている、以下のライセンス属性をいう:帰属

第2条 著作権等に対する制限

この利用許諾に含まれるいかなる条項によっても、許諾者は、あなたが著作権の制限(著作権法第30条～49条)、著作人権に対する制限(著作権法第18条2項～4項、第19条2項～4項、第20条2項)、著作隣接権に対する制限(著作権法第102条)その他、著作権法又はその他の適用法に基づいて認められることとなる本作品の利用を禁止しない。

第3条 ライセンスの付与

この利用許諾の条項に従い、許諾者はあなたに、本作品に関し、すべての国で、ロイヤリティ・フリー、非排他的で、(第7条b)に定める期間)継続的な以下のライセンスを付与する。ただし、あなたが以前に本作品に関するこの利用許諾の条項に違反したことがないか、あるいは、以前にこの利用許諾の条項に違反したがこの利用許諾に基づく権利を行使す

図 -2 CC-BY (表示) ライセンスのリーガルコード (抜粋)

出所: クリエイティブ・コモンズによる「表示 2.1 日本 (CC BY 2.1 JP
(<http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/>)」のリーガルコード
上図のライセンス: 「表示 2.1 日本 (CC BY 2.1 JP)
(<http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/>)」